

【事業（申込）について】

Q 1. この事業の目的は？

- A. 健診受診率向上により、生活習慣病発症・重症化予防及びがんの早期発見、早期治療につなげることで、市民の健康増進と、医療費の伸びを抑制する。また、子どもたちが活動する団体に報奨金を提供することで、活動資金をサポートすることを目的としています。

Q 2. 対象団体とは？

- A. 宜野湾市内で活動する団体（非営利団体）となります。
・部活動（小学校・中学校） ・子ども会（各自治区） ・保護者クラブ（各児童館単位） など

Q 3. 部員は10名未満でもエントリーできますか？

- A. できます。部員（活動している子どもの人数）に、条件はありません。

Q 4. サポーターは10名未満でもエントリーできますか？

- A. サポーター（健診受診者）は、10名以上集めていただく必要があります。
エントリー団体加入者以外の方もサポーターになれますので、宜野湾市内の家族・知人・ご近所の方などに呼びかけ、お申込みください。

Q 5. 団体構成員は宜野湾市民ですが、市外で活動している場合もエントリーできますか？

- A. 市外でのみ、活動している団体は対象外となります。
ただし、市内及び市外のどちらでも活動しているのであれば、対象となる場合があります。
宜野湾市保健相談センターまで、ご相談ください。
（例：月曜日は市内で、水曜日は市外で活動しているなど）

Q 6. 今年度、すでに健診受診済みの人はサポーターになれますか？

- A. 下記の期間内に受診されている方は、サポーターの対象となります。
●医療機関で受診した場合：令和3年4月1日～ 9月30日までに健診を受診
●集団健診で受診した場合：令和3年4月1日～ 11月30日までに健診を受診

Q 7. 名簿への記入は本人の直筆ですか？

- A. 直筆ではなく、代表者などで転記していただいて構いません。
また、プロジェクト案内チラシ裏面の＜サポーター参加用紙＞に記載してもらったものを集めて提出する方法も可能です。その場合、紛失防止のためホッチキスなどで留めてまとめてください。

Q 8. 名簿を提出した後に、サポーターは追加できますか？

- A. **11月30日まで**は、追加提出が可能です。

Q 9. 11月30日までに申し込みした団体は、すべて報奨金付与の対象ですか？

- A. 報奨金上限に達し次第、受付を終了いたします。20団体を予定。

【健診（検診）について】

Q10. がん検診は健診ガイドブック4ページの医療機関でしか受けられない？

- A. がん検診・人間ドックは、契約している医療機関でのみ受診できます。
健診ガイドブックまたは市ホームページより確認できます。

Q11. エントリーした団体に同じ日に健診を受けないといけませんか？

- A. 健診受診は同じ日である必要はありません。
サポーター各自で医療機関または集団健診で受診するか選択し、受診してください。

Q12. 健診受診にかかる時間はどれくらいですか？

- A. 医療機関の場合：1～2時間、人間ドックは半日。
集団健診の場合：2～3時間。
混雑状況や受診項目によっても異なりますので、おおよその目安として参考にしてください。

Q13. 通院先で薬をもらっています。参加できますか？

- A. 通院中の方も対象です。
特定健診は生活習慣病などをいち早く発見することや、治療中の病気を重症化させないための検査です。病院で行う治療のための検査とは目的が違います。通院中の方もご参加ください。

Q14. 健診を予約する時に、子ども応援金プロジェクトの参加を伝える必要はありますか？

- A. ご予約の際に伝える必要はありません。宜野湾市の受診券を利用して受診してください。

Q15. 健診の予約を取ろうとしたら、10月以降にしか予約が取れないと言われました。
どうしたらいいですか？

Q16. 9月までに受診予定だったが、都合(体調不良など)により受診できませんでした。
10月以降に受診しても対象になりますか？

- A. 医療機関で受診するか集団健診で受診するかで、対象となる受診期限が異なります。
医療機関での健診受診については、10月1日以降に受診した方は、サポーターの対象とはなりません。医療機関から受診結果のデータが届くまでに2～3か月かかるため、また年度内の報奨金付与のため、**9月30日までに受診された方が対象**となります。
ただし、**集団健診での健診受診**については、**11月30日までに受診された方が対象**となります。

サポーター対象外となってしまう場合も、特定健診は3月31日まで、がん検診は2月28日まで、子宮頸がん・乳がん検診は1月31日まで受診できますので、年に一度、ご自身の健康チェックのためにぜひ受診してください。

【報奨金について】

Q 17. 健診を受診するだけでお金がもらえるの？

- A. サポーターの方が健診を受診すると、エントリー団体へ報奨金が付与されます。報奨金の対象となるには、以下3つの条件があります。
1. 健診受診予定者名簿またはサポーター用紙に記入していること。
 2. 下記の期間内に健診を受診すること。
 - 医療機関で受診する場合：令和3年4月1日～9月30日まで
 - 集団健診で受診する場合：令和3年4月1日～11月30日まで
 3. 宜野湾市が発行した受診券を利用して受診すること。

Q 18. 期間内に健診を受診した後、市外に引っ越しをしました。報奨金の対象となりますか？

- A. 受診日時点で宜野湾市民であり、Q 17の2に示されている期間内に受診されていた場合は、対象となります。

Q 19. 受診後に保険証の切り替え（国保→社保・後期・生活保護、またはその逆）をした場合、報奨金はどうなりますか？

- A. 受診時に加入している保険区分にて、報奨金の金額を決定します。

Q 20. なぜ報奨金の受け取りは2月末頃になるのですか？

- A. 受診状況の確認後、報奨金額の決定を行いますので、報奨金付与は最短で2月末頃になる予定です。ご了承ください。